

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月27日
【会社名】	株式会社ツクイ
【英訳名】	TSUKUI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津久井 宏
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045(842)4115(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理推進本部長 村松 淳子
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045(842)4115(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理推進本部長 村松 淳子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年6月25日開催の当社第45期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7.5円 総額135,859,508円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 「障害者自立支援法」（平成17年11月7日法律第123号）が改正され、平成25年4月1日より「障害者総合支援法」（正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）（同）として施行されたことに伴い、現行定款第2条（目的）について語句の修正を行うものであります。

(3) 以上の変更に伴い、号文の追加、修正ならびに必要な号数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

津久井督六、津久井宏、小林司、高橋靖宏、小林久美子、村松淳子、森野佳織および宮直仁を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件なら
びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の配当の件	150,482	86	11	(注)1	可決(99.94%)
第2号議案 定款一部変更の件	150,335	233	11	(注)2	可決(99.84%)
第3号議案 取締役8名選任の件				(注)3	
津久井 督六	148,773	1,795	11		可決(98.80%)
津久井 宏	149,972	596	11		可決(99.60%)
小林 司	149,967	601	11		可決(99.59%)
高橋 靖宏	149,974	594	11		可決(99.60%)
小林 久美子	149,974	594	11		可決(99.60%)
村松 淳子	149,974	594	11		可決(99.60%)
森野 佳織	149,973	595	11		可決(99.60%)
宮 直仁	142,539	8,029	11		可決(94.66%)

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたことから、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。